

平成23年度決算
財務書類4表の解説

平成24年3月
大阪府守口市

はじめに

地方公共団体の会計は、現金の収支を基準とした会計処理である「現金主義」を採用しており、歳入や歳出という現金の出納に従って記録されることから、客観的な把握が可能であり、公金の適正な管理に資するものですが、一方、地方公共団体が行政サービスを提供するために保有する学校、道路、公園などのストックである資産を把握することができないという一面がありました。

そこで、本市では、従前よりストックである資産を把握するために「旧総務省方式」※の貸借対照表及び行政コスト計算書の財務書類を作成・公表してきました。そして、平成 18 年 8 月の地方行革新指針※において、各地方公共団体に対して、企業会計的手法を全面的に採用した「基準モデル」と、既存の決算統計情報の活用が可能な「総務省方式改訂モデル」の 2 種類の新地方公会計モデルどちらかによる公会計整備が要請されたことから、本市では総務省方式改訂モデルを採用し、財務書類 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成・公表することとなりました。総務省方式改訂モデルは旧総務省方式を改訂したものであり、新地方公会計制度研究会報告書において、「発生主義を活用した基準設定とともに、複式簿記の考え方の導入を図る。」とあるように、旧総務省方式に発生主義、複式簿記の企業会計的手法をより一層採り入れたものです。

現在、総務省が提示している基準モデル、総務省方式改訂モデル以外にも、東京都や大阪府などによる独自のモデルが併存している状況にありますが、それぞれの財務書類による比較可能性が低いことなどから、平成 22 年 9 月から開催されている総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」でも「国際公会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策」が検討内容に上がっており、現在においても現行の予算・決算制度を前提として、あるべき地方公会計の論点を整理しながら、議論が進められています。

今後ともその行方を注視しながら、継続して総務省方式改訂モデルを作成していくことにより、財務書類 4 表による財務情報の蓄積を行い、それを時系列で分析するなどして活用することで、行財政の効率化・適正化を図っていくとともに、市民のみなさんにとってわかりやすい財務情報の開示に努めていきたいと考えています。

※平成 20 年度決算から作成している総務省方式改訂モデルと平成 19 年度決算まで作成していた旧総務省方式は、それぞれ作成基準が違うため継続性はありません。

※平成 18 年 8 月 31 日付、総行整第 24 号「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」による通知を指す。

1. 貸借対照表 (B/S)

貸借対照表は、会計年度末における本市の財政状態（資産保有状況と財源調達状況）を表す財務書類です。

(1) 貸借対照表の概要

貸借対照表とは会計年度末（基準日：平成 24 年 3 月 31 日）現在において、本市が住民サービスを提供するために保有している有形固定資産などの資産、その資産を形成するために国や市中銀行などから借り入れた地方債（借入金）などの負債及び公共資産等の整備に充当した国や大阪府からの補助金、一般財源などの純資産の有高を示す財務書類です。

つまり、住民サービスを提供するためにどのような資産を保有しているのかと（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを（財源調達状況）、ある基準日における有高として、総括的に対照表示した一覧表といえます。

(2) 貸借対照表の構造

貸借対照表は借方（左側）と貸方（右側）に分かれており、借方に「資産の部」、貸方に「負債の部」、「純資産の部」が計上されています。「資産の部」は将来の資金流入をもたらすもの、または将来の行政サービス提供能力を有するものに整理されます。「負債の部」は将来、債権者などに対する支払や返済により本市から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。「純資産の部」は資産と負債の差額であり、公共資産等の整備に充当された国庫補助金、地方税、地方交付税など将来の資金の流出を伴わない財源や資産評価差額などが計上されています。

本市の平成 23 年度貸借対照表をみると、資産を 135,146 百万円保有し、負債 58,551 百万円、純資産 76,595 百万円がその財源となっています。このように資産合計額と負債・純資産合計額が 135,146 百万円で一致（バランス）することから貸借対照表はバランスシートとも呼ばれます。

① 資産の部

資産の部は会計年度末（基準日）の翌日から起算して 1 年を超えて現金化される資産、または現金化することを本来の目的としない資産である固定資産としての「公共資産」、「投資等」と、1 年以内に現金化または消費される資産である「流動資産」に区分されています。

「公共資産」は学校、道路、公園、ごみ焼却炉など住民サービスを提供するためのインフラ資産である有形固定資産※1 や、その有形固定資産のうち遊休資産や未利用地など、将来的に売却が可能だと思われる資産の中から地方公共団体が特定した資産である売却可能資産※2 が計上されています。

「投資等」は公営企業や第三セクターなど各種団体への出資金、奨学資金などの貸付金、納付期限や回収期限から1年以上経過しているが、まだ支払われていない地方税、公営住宅使用料、幼稚園・保育所保育料などの各種債権や、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられた基金が計上されています。

「流動資産」は現金や必要に応じてすぐに使用ができる基金（財政調整・減債）、納付期限や回収期限から1年未満で、まだ支払われていない地方税、公営住宅使用料、幼稚園・保育所保育料などの各種債権が計上されています。

※1 有形固定資産については、決算統計に計上されている不動産・動産等の取得価額をもって計上しています。また、決算統計が開始された昭和44年度以降に資産形成された不動産・動産等のみを計上しており、それ以前に取得された分は含まれていません。なお、減価償却の方法は残存価格ゼロの定額法であり、取得の翌年度から償却を開始します。

※2 売却可能資産については、売却可能価額で評価することになっており、固定資産税路線価を用いて毎年度評価しています。しかし、その年度内に鑑定したものがあれば、その鑑定評価額、当該資産の売却について予算計上されている場合は、その予算計上額で評価しています。

②負債の部

負債の部は「固定負債」、「流動負債」に区分されています。

「固定負債」は会計年度末（基準日）の翌日から1年以降に支払や返済が行われる予定の地方債、退職手当などが計上されています。

「流動負債」は会計年度末（基準日）の翌日から1年以内に支払や返済をしなければならない地方債、退職手当、賞与手当などが計上されています。

③純資産の部

純資産の部は「公共資産等整備国府補助金等」、「公共資産等整備一般財源等」、「その他一般財源等」、「資産評価差額」に区分されています。

「公共資産等整備国府補助金等」は住民サービスを提供するための財産を取得するに当たって、国や大阪府などから受けた補助金が計上されています。

「公共資産等整備一般財源等」は住民サービスを提供するための財産を取得するに当たって、国や大阪府などから受けた補助金や発行された地方債を除いた一般財源等が計上されています。このことから「公共資産等整備国府補助金等」と「公共資産等整備一般財源等」は、すでに公共資産等に投下された財源として拘束されていることを表します。

「その他一般財源等」は資産の部の公共資産等以外の資産から公共資産等整備財源以外の負債を差し引いた一般財源等が計上されており、これは将来自由に財源と

して使用できる純資産を表すこととなります。しかし、この「その他一般財源等」は、本市に限らず通常はマイナスとなります。これは将来自由に財源として使用できる純資産がマイナスとなっていること、すなわち、すでに将来の財源の一部が拘束されていることを表します。

「資産評価差額」は売却可能資産の取得価額と売却可能価額との差額などが計上されています。

(3) 企業会計との相違点

企業会計では原則、貸借対照表の項目を流動性の高い順に配列する「流動性配列法」によって記載されますが、総務省方式改訂モデルでは、地方公共団体においては、長期的な資産保有となる固定資産の割合が高く、その財源調達についても長期的な負債である地方債の比重が高いことから、固定的な項目から配列する「固定性配列法」（換金性の低いものから順に配列する方法）を採用しています。民間企業でも電力会社や鉄道会社などの大規模なインフラを保有する業種においては、同様に固定性配列法が採用されています。

また、公共資産については総資産額 135,146 百万円のうち 127,348 百万円と、資産の大部分（94.2%）を占めていますが、その保有目的は住民サービスを提供するためのものであることから、利益の獲得を目的に保有する民間企業の資産とは、そもそも区別して考える必要があります。

【平成 23 年度貸借対照表 概要版】

[単位：百万円]

借方		構成比	貸方		構成比
1 公共資産	127,348	94.2 %	1 固定負債	51,067	37.8 %
(1) 有形固定資産	123,506	91.4 %	(1) 地方債	41,448	30.7 %
①生活インフラ・国土保全	58,077	43.0 %	(2) 退職手当引当金	9,619	7.1 %
②教育	35,842	26.5 %	2 流動負債	7,484	5.5 %
③福祉	4,605	3.4 %	(1) 翌年度償還予定地方債	5,861	4.3 %
④環境衛生	9,706	7.2 %	(2) 翌年度支払予定退職手当	1,113	0.8 %
⑤産業振興	66	0.1 %	(3) 賞与引当金	510	0.4 %
⑥消防	283	0.2 %			
⑦総務	14,927	11.0 %			
(2) 売却可能資産	3,842	2.8 %			
			負債合計	58,551	43.3 %
2 投資等	6,997	5.2 %	1 公共資産等整備国府補助金等	15,544	11.5 %
(1) 投資及び出資金	4,711	3.5 %	2 公共資産等整備一般財源等	99,514	73.6 %
(2) 貸付金	41	0.0 %	3 その他一般財源等	△ 36,498	△ 27.0 %
(3) 基金等	1,020	0.8 %	4 資産評価差額	△ 1,965	△ 1.5 %
(4) 長期延滞債権	1,649	1.2 %			
(5) 回収不能見込額	△ 424	△ 0.3 %	産合計	76,595	56.7 %
3 流動資産	801	0.6 %			
(1) 現金預金	431	0.3 %	資産合計	135,146	100 %
①財政調整・減債基金	44	0.0 %	負債・純資産合計	135,146	100 %
②歳計現金	387	0.3 %			
(2) 未収金	370	0.3 %			

2. 行政コスト計算書（P/L）

行政コスト計算書は、一会計期間における資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う純経常行政コストを表す財務書類です。

（1）行政コスト計算書の概要

行政コスト計算書は本市が平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 1 年間）に行った経常的な行政活動のうち、子育て支援、市民健康診査、ごみ収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの直接の対価として得られた財源を対比させた財務書類です。

つまり、地方公共団体の行政活動は住民サービスを提供するための資産の形成だけではなく、人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない当該年度の行政サービスが大きな比重を占めており、このような資産形成以外の行政活動の経費とその財源の一定期間の活動状況を表示した一覧表といえます。

これによりその経費と財源の差額として、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち資産形成に結びつかない経常的な活動について、税収等でまかなうべき行政コスト（純経常行政コスト）が明らかにされます。

（2）行政コスト計算書の構造

行政コスト計算書は大きく「経常行政コスト」、「経常収益」の 2 つに区分されています。さらに「経常行政コスト」はその性質により「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」、「移転支的コスト」、「その他のコスト」に区分され、「経常収益」は「使用料・手数料」、「分担金・負担金・寄附金」に区分されています。

また、行政コスト計算書は上述のとおり、「人、物、移転支的、その他」の性質別に表示されているだけでなく、「生活インフラ・国土保全」、「教育」、「福祉」などの行政目的別にもマトリックス形式で表示されており、性質別または行政目的別に経費とその財源を複合的に把握することができます。

本市の平成 23 年度行政コスト計算書をみると、経常行政コストが 48,332 百万円、経常収益合計が 2,636 百万円、これらの差引である純経常行政コストが 45,696 百万円となっています。また目的別に経常行政コストの上位 5 項目をみると福祉 26,545 百万円、教育 5,074 百万円、環境衛生 4,629 百万円、総務 4,202 百万円、生活インフラ・国土保全 4,111 百万円となっており、これらの 5 項目で経費の 9 割以上を占めています。

① 経常行政コスト

地方公共団体が住民に対して行政サービスを提供するために様々な費用が発生します。経常行政コストとは、資産形成に結びつかない経常的な行政サービスを提供

するために発生する費用のことをいいます。経常行政コストは目的別と性質別とに分類して表示されており、特に性質別の分類は以下のとおりとなっています。

「人にかかるコスト」は行政サービスの担い手である職員に要する経費であり、正職員等にかかる給与などの人件費、当該年度に新たに引当金として繰り入れた額である退職手当引当金繰入等、賞与引当金繰入額が計上されています。

「物にかかるコスト」は本市が最終消費者となっている経費であり、臨時職員等にかかる賃金、消耗品費、光熱水費、郵便・電話料などの物件費、本市が管理する学校、道路、公園、ごみ焼却炉などの公共施設等の効用を維持するための維持補修費、住民サービスを提供するための資産の経年劣化に伴う価値減少分である減価償却費が計上されています。

「移転支出的なコスト」は他の主体に移転して効果がでてくるような経費であり、生活保護や医療費助成などの社会保障給付費、市民や他団体等への補助金及び負担金（公共資産整備分を除く）などの補助金等、会計間でやりとりされる経費である繰出金などの他会計等への支出額、他団体が地方公共団体からの補助金等を財源に公共資産を整備した場合における他団体への公共資産整備補助金等が計上されています。

「その他のコスト」は地方債や一時借入金などの支払利息、当該年度に新たに回収不能見込額として計上した額である回収不能見込計上額、長期末払金や未払金に係るその他行政コストが計上されています。

②経常収益の部

行政サービスに対する対価性のあるものとして、地方公共団体が当該行政サービスの提供あるいは利益を受ける特定の者から徴収する「使用料・手数料」及び「分担金・負担金・寄附金」を経常収益として計上します。寄附金については、行政サービスの対価として徴収するものではありませんが、寄附者により用途が特定の目的（行政サービス）に限られる場合が多いため、ここに計上することとされています。なお、経常収益も経常行政コストと同様に、目的別と性質別に分類して表示されており、特に性質別の分類は以下のとおりとなっています。

「使用料・手数料」はテニスコート・市民球場使用料、公営住宅使用料など施設を利用した際に徴収される使用料や、戸籍謄抄本、住民票写、納税証明の発行など公の役務の提供に対し徴収される手数料が計上されています。

「分担金・負担金・寄附金」は保育所保育料、児童クラブ利用者負担金など地方公共団体が当該事業によって利益を受ける者から徴収する分担金・負担金、地方公共団体が寄附者から無償で受け取る金銭である寄附金が計上されています。

(3) 企業会計との相違点

行政コスト計算書は企業会計における損益計算書に対応するものといえますが、損益計算書が一会計期間の営業活動に伴う収益・費用を対比して「当期純利益」を計算するのに対して、行政コスト計算書は一会計期間の経常的な行政活動に伴う費用と収益を対比して「純経常行政コスト」を算出する点で大きく異なります。これは、地方公共団体の行政活動は企業のように利益の獲得を目的としないこと、総務省方式改訂モデルでは、税収を行政コスト計算書ではなく、純資産変動計算書に計上することと関係します。なお、税収が純資産変動計算書に計上されているのは、損益計算書の収益として計上される売上高は、企業が提供する財貨やサービスの直接の対価であるのに対して、税収は対価性なく住民から徴収される財源であり、行政コスト計算書が対象とする経常的な行政活動のほか、インフラ資産などの資産形成等にも用いられることを予定した財源であることによります。

【平成23年度行政コスト計算書 概要版】

〈性質別〉		〈目的別〉	
	[単位：百万円]		[単位：百万円]
経常行政コスト	48,332 (100%)	経常行政コスト	48,332 (100%)
1. 人にかかるコスト	10,738 (22.2%)	1. 生活インフラ・国土保全	4,111 (8.5%)
(1)人件費	8,513	2. 教育	5,074 (10.5%)
(2)退職手当引当金繰入等	1,715	3. 福祉	26,545 (54.9%)
(3)賞与引当金繰入額	510	4. 環境衛生	4,629 (9.6%)
2. 物にかかるコスト	7,599 (15.7%)	5. 産業振興	299 (0.6%)
(1)物件費	4,447	6. 消防	2,052 (4.2%)
(2)維持補修費	252	7. 総務	4,202 (8.7%)
(3)減価償却費	2,900	8. 議会	470 (1.0%)
3. 移転支的的なコスト	29,045 (60.1%)	9. 支払利息	864 (1.8%)
(1)社会保障給付	18,940	10. 回収不能見込計上額	86 (0.2%)
(2)補助金等	3,278		
(3)他会計等への支出額	6,806	経常収益	2,636
(4)他団体への公共資産整備補助金等	21	1. 使用料・手数料	990
4. その他のコスト	950 (2.0%)	2. 分担金・負担金・寄附金	1,646
(1)支払利息	864		
(2)回収不能見込計上額	86	純経常行政コスト	45,696
(3)その他行政コスト	0	(経常行政コスト－経常収益)	(経常行政コスト－経常収益)
			45,696

3. 純資産変動計算書（NWM）

純資産変動計算書は、一会計期間において貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目がどのように変動したかを表す財務書類です。

（1）純資産変動計算書の概要

純資産変動計算書は地方税、地方交付税などの一般財源、国や大阪府からの補助金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常行政コストが純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。例えば、純資産が減少するということは、貸借対照表は必ず左側の借方と右側の貸方とが一致しますので、資産が減少するか、または負債が増加することにつながります。また、純資産の部は今までの世代が負担してきた部分であるので、1年間で今までの世代が負担してきた部分が増えたのか減ったのかわかることとなります。

（2）純資産変動計算書の構造

純資産変動計算書は大きく「純経常行政コストと財源（一般財源及び補助金等受入）」、「臨時損益」、「科目振替」、「資産評価替えによる変動額」、「無償受贈資産受入」、「その他」に区分されています。

本市の平成23年度純資産変動計算書をみると、期首純資産残高が76,843百万円であったものが、1年間の行政活動を経て、純資産の減少要因である純経常行政コスト△45,696百万円に対して、純資産の増加要因である財源（一般財源及び補助金等受入）が46,102百万円となっており、さらに臨時損益で3百万円、資産評価替えによる変動額で△657百万円という変動があり（科目振替は純資産内部での振替えのため変動は生じない）、最終的に期末純資産残高は76,595百万円となっています。

① 経常行政コストと財源（一般財源及び補助金等受入）

行政コスト計算書で算定された純経常行政コスト（純資産の減少要因）に対して、一般財源（地方税、地方交付税、各種交付金等）及び国や大阪府などからの経常的な補助金等受入の金額（純資産の増加要因）がどの程度あるかをみることにより、純経常行政コストが受益者負担以外の経常的な財源によりどの程度まかなわれているかがわかります。つまり、純経常行政コストが一般財源、補助金等受入を上回れば純資産が減少し、逆に、一般財源、補助金等受入が純経常行政コストを上回れば純資産が増加することとなります。

②臨時損益

公共資産の除売却、災害復旧事業費、第三セクター等に対する債権の放棄など経常的でない事由に基づく臨時・巨額な純資産増減要因をいい、当該内容を示す名称を付した科目名をもって計上されます。これらの要因による臨時的な損益は、経常的な行政活動によるものとは異なるため、行政コスト計算書には計上せず、純資産変動計算書の変動要因として計上します。

③科目振替

「経常行政コストと財源（一般財源及び補助金等受入）」、「臨時損益」、「資産評価替えによる変動額」が主な純資産総額の変動要因となりますが、純資産変動計算書は純資産の内訳科目ごとの増減も表しているため、純資産総額に変動がない場合でも、資本的な収入及び支出に伴う純資産の内訳科目間の増減がある場合は、純資産内部の科目振替が発生します。これにより、その年度にどれだけの財源がどのような要因により拘束され、あるいは拘束性が解除されて将来自由に使用できる財源となったかを把握することができます。

具体的には、以下の科目振替の項目があります。

○公共資産整備への財源投入、貸付金・出資金等への財源投入

財源として拘束されていなかった一般財源が、公共資産や貸付金・出資金等の財源として使用される（資本的支出）ことにより、公共資産等整備一般財源等として拘束されることを表しています。

○公共資産処分による財源増、貸付金・出資金等の回収等による財源増

公共資産や貸付金・出資金等の財源として拘束されていた財源が、公共資産の処分や貸付金・出資金等の回収等により、用途の自由な一般財源として回収された（資本的収入）ことを表しています。

○減価償却による財源増

公共資産の財源として拘束されていた財源が、公共資産の減価償却（価値減少）に伴い、一般財源として回収された（資本的収入）ことを表しています。

○地方債償還に伴う財源振替

公共資産等整備の財源として発行された地方債を償還することにより、公共資産等整備の財源のうち地方債によってまかなわれていた部分が一般財源に置き換わることとなります。つまり、公共資産等整備財源として発行した地方債を償還するという事は、公共資産等整備への財源投入と同じ性質を持ちます。

④資産評価替えによる変動額

売却可能資産や有価証券の時価評価に伴い、評価による増減が生じます。また、価値のある資産を無償で受贈したことによる受贈益が発生する場合があります。

これらは資産価値の増減に伴って潜在的な一般財源を増減させますので、純資産変動計算書に計上します。

⑤無償受贈資産受入

当年度に寄附等により無償で資産を受贈した場合における当該無償受贈資産の受贈時の貸借対照表計上額をいいます。

⑥その他

上記①から⑤までに該当しない純資産の変動があった場合、その他として計上しますが、質的または金額的に重要なものは別途、その内容を示す名称を付した科目として計上します。

(3) 企業会計との相違点

純資産変動計算書は企業会計の株主資本等変動計算書に対応するものといえますが、株主資本等変動計算書では資本取引に関連する「資本金」、「資本剰余金」と、損益取引に関連する「利益剰余金」を区分し、新株発行などの資本取引は「資本金」、「資本剰余金」の変動要因とし、損益計算書上の損益取引から生じた当期純利益やその一部の株主への配当は「利益剰余金」の変動要因として計上するなど、資本取引と損益取引の区分が重視されるのに対して、純資産変動計算書では、純資産の財源の充当先による区分が重視されるという点が異なります。

【平成23年度純資産変動計算書 概要版】

[単位：百万円]

[単位：百万円]

項目	金額	項目	期首残高	期末残高	変動額
期首純資産残高	76,843	公共資産等整備 国府補助金等	15,333	15,544	211
純経常行政コスト	△ 45,696	公共資産等整備 一般財源等	98,417	99,514	1,097
一般財源	30,717	その他一般財源等	△ 35,599	△ 36,498	△ 899
地方税	22,269	資産評価差額	△ 1,308	△ 1,965	△ 657
地方交付税	5,660	純資産合計	76,843	76,595	△ 248
その他行政コスト充当財源	2,788				
補助金等受入	15,385				
臨時損益	3				
資産評価替えによる変動額	△ 657				
無償受贈資産受入	0				
その他	0				
期末純資産残高	76,595				

4. 資金収支計算書（C/F）

資金収支計算書は、一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる3つの活動に分けて表示した財務書類です。

（1）資金収支計算書の概要

資金収支計算書は行政コスト計算書で認識されているコストに着目しているのではなく、一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを表す財務書類です。現金収支については現行の歳入歳出決算書においても明らかにされていますが、資金収支計算書においては後述するように性質の異なる3つの活動に大別して計上され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

つまり、資金収支計算書からは地方公共団体でどのような活動に資金を必要とし、それをどのようにまかなったのかがわかるとともに、現金をどのような性質の活動で獲得し、または使用しているのかを読み取ることができます。

（2）資金収支計算書の構造

資金収支計算書は大きく「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」に区分されています。また、注記には持続可能な財政バランスの実現のための指標として使用される「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」が表示されています。

本市の平成23年度資金収支計算書をみると、経常的収支の部が6,583百万円、公共資産整備収支の部が△461百万円、投資・財務的収支の部が△5,978百万円で、これらの差引が144百万円となっており、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部の収支不足（赤字）を経常的収支の部における収支余剰（黒字）でまかなっていることがわかります。

また、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は2,303百万円の黒字となっています。

①経常的収支の部

人件費、物件費、社会保障給付、他会計等への事務費等充当財源繰出などによる支出と地方税、地方交付税、国や大阪府からの補助金、地方債の発行などによる収入が計上されており、日常の行政活動による資金収支の状況が表示されています。

この支出は、基本的に行政コスト計算書が発生主義で計上する資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う費用を現金主義で捉え直したものです。地方公共団体は、資産形成を伴わない経常的な行政活動のほか、公共施設の建設、道路、橋りょうなどのインフラ資産の形成なども行っていかなければなりませんので、毎年度継続的

に行われる経常的な行政活動の収支である経常的収支は黒字に保たれるのが通常です。この収支の黒字が少ない場合は、財政構造が硬直化しているといえます。

②公共資産整備収支の部

公共資産の整備による支出とその財源である国や大阪府からの補助金、地方債の発行などによる収入が計上されており、貸借対照表の有形固定資産形成(公共事業)に伴う資金の使途とその財源の状況が表示されています。なお、本市の資産形成のために行う公共資産の整備のほか、他会計及び他団体などを通じて行った公共資産の整備に対する財源として支出した金額も含まれます。これは本市が公共資産の整備を行うか否かにかかわらず、公共資産の整備という目的で支出された金額をすべて把握するためです。

③投資・財務的収支の部

投資及び出資、貸付、基金積立、他会計等への公債費充当財源繰出、地方債の元金償還などによる支出と、その財源である国や大阪府からの補助金、貸付金元金の回収、地方債の発行、公共資産等の売却などによる収入が計上されており、投資活動や地方債の発行・償還(財務活動)による資金の出入りの状況が表示されています。

④基礎的財政収支(プライマリーバランス)

上記各部の収入総額から地方債発行収入と年度間の財源調整機能を果たす財政調整基金や減債基金の取崩額を除いた収入と、上記各部の支出総額から地方債の元利償還額と財政調整基金や減債基金の積立額を除いた支出のバランスをみるものです。

つまり、地方債発行・償還に伴う収支は別として、市税収入などの本来の収入で、行政サービスを実施するための支出がまかなわれているかどうかを表します。プライマリーバランスが赤字の場合、将来の世代に負担を先送りすることになります。

(3) 企業会計との相違点

資金収支計算書は企業会計における財務書類の1つであるキャッシュ・フロー計算書に類する財務書類です。この企業会計の場合、キャッシュ・フロー計算書は「営業活動」、「投資活動」、「財務活動」という3つの活動に区分され、現金等の資金の流れを表しており、企業の現金創出能力と支払能力を査定するのに役立つ情報などを提供することを目的に作成されています。

一方、地方公共団体の場合、現行の会計では企業会計とは違い「現金主義」及び「単式簿記」を採用していることから、一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の出入りを一定、把握することは可能ですが、どのような性質の活動

で現金等の資金を獲得し、それをどのように使用しているのかまでは把握できませんでした。そこで、地方公共団体による性質別の資金繰りの状況を明らかにすることを目的に作成されています。

【平成 23 年度資金収支計算書 概要版】

[単位：百万円]

[単位：百万円]

項 目	金 額
1. 経常的収支の部	
支出	44,163
収入	50,746
経常的収支額	6,583
2. 公共資産整備収支の部	
支出	1,888
収入	1,427
公共資産整備収支額	△ 461
3. 投資・財務的収支の部	
支出	6,055
収入	77
投資・財務的収支額	△ 5,978
翌年度繰上充用金増減額	0
当年度歳計現金増減額	144
期首歳計現金残高	243
期末歳計現金残高	387

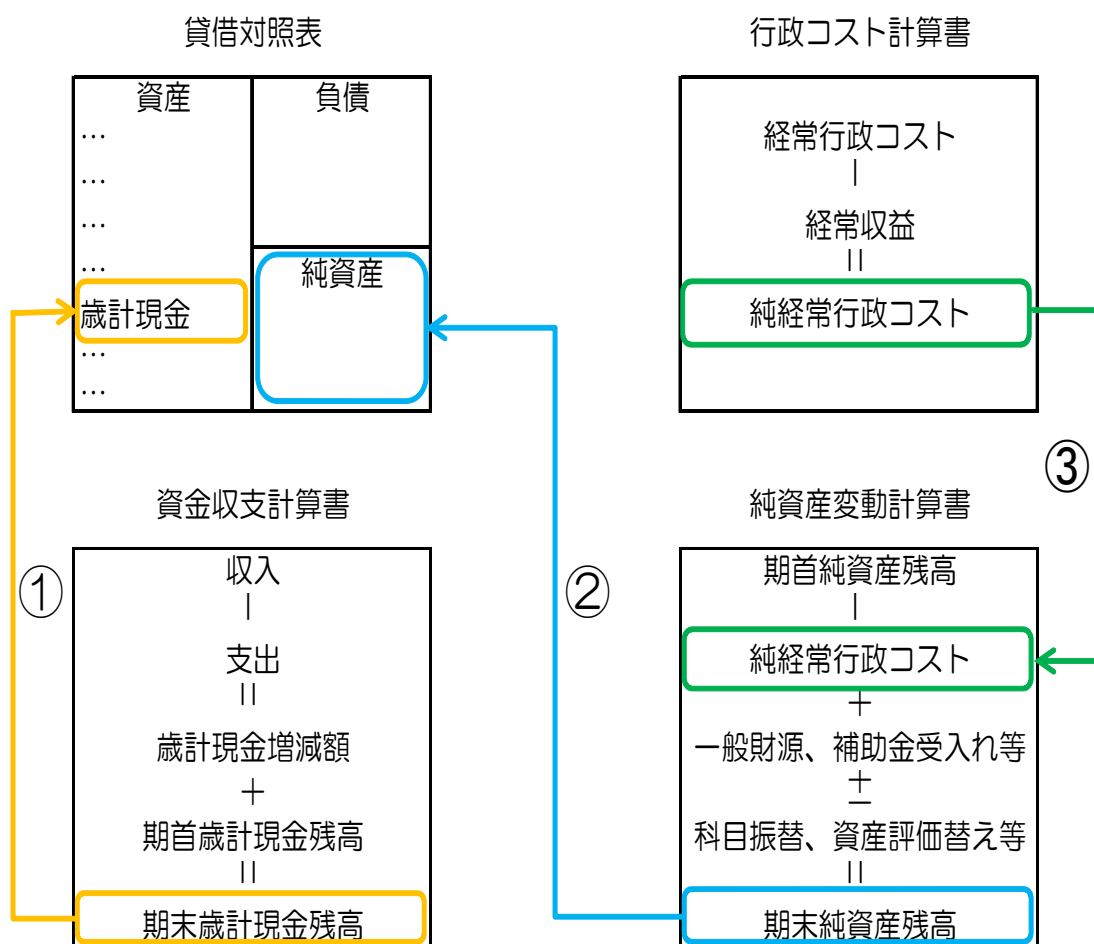
収入総額	52,250
地方債発行額	△ 3,408
財政調整基金等取崩額	△ 109
支出総額	△ 52,106
地方債元利償還額	5,566
財政調整基金等積立額	110
基礎的財政収支（プライマリバランス）	2,303

5. 財務書類4表の関係

財務書類4表は有機的に結びついておりますが、1年間の行財政活動の結果、将来世代への相続財産として、どれだけの資産と負債を残したのかを貸借対照表で表すという関係から必然的に導かれるものです。

財務書類は4つの表から構成されていますが、その関係を示したのが次の図です。このように行政コスト計算書からスタートしても、資金収支計算書からスタートしても、どちらでも貸借対照表にたどり着きます。これは、1年間の行財政活動の結果、将来世代への相続財産として、どれだけの資産（財産）とどれだけの負債（借入金等）を残したのかを貸借対照表で表すという関係から必然的に導かれるものです。

このように財務書類4表は有機的に結びついており、この流れを把握することによって、より財務書類4表への理解が深まるものと思われます。



①貸借対照表「歳計現金」＝資金収支計算書「期末歳計現金残高」

貸借対照表の資産のうち「歳計現金」の金額は、資金収支計算書の「期末歳計現金残高」と対応します。このことから行政活動に伴う現金等の資金の流れを表す資金収支計算書は、貸借対照表に計上されている歳計現金の増減明細であるといえます。

②貸借対照表「純資産」＝純資産変動計算書「期末純資産残高」

貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の「期末純資産残高」と対応します。このことから純資産に計上されている各項目がどのように変動したかを表す純資産変動計算書は、貸借対照表に計上されている純資産の詳細な内訳明細であるといえます。

③行政コスト計算書「純経常行政コスト」＝純資産変動計算書「純経常行政コスト」

行政コスト計算書の「純経常行政コスト」の金額は、経常行政コストと経常収益の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の「純経常行政コスト」と対応します。このことから資産形成以外の経常的な行政活動の経費とその財源の一定期間の活動状況を表示した行政コスト計算書は、純資産変動計算書に計上されている純経常行政コストの詳細な内訳明細であるといえます。